

◎決算の概要 介護保険（介護勘定）

■収入

科 目	決算額 (千円)
介護保険収入	288,578
繰入金	81,232
雑収入	2
合 計	369,812

■支出

科 目	決算額 (千円)
介護納付金	323,475
介護還付金	24
合 計	323,499

収入支出差引額	46,313千円
---------	----------

組合会（令和4年7月20日開催）
主な議題及び報告事項について

【議案】

組合会において以下の議案について可決されました。

- 第1号議案 令和3年度事業報告書承認の件
- 第2号議案 令和3年度収入支出決算案の承認の件
- 第3号議案 理事長専決事項 報告・承認の件

【報告事項】

- ①令和3年度特定健康診査・特定保健指導実施状況速報
- ②ジェネリック医薬品利用状況・喫煙率推移
- ③健康マップ
- ④マイナンバーカード保険証利用

◎決算の概要 健康保険（一般勘定）

■収入

科 目	決算額 (千円)
健康保険収入	2,667,763
〔保険料収入〕	2,667,244
〔国庫負担金収入〕	519
調整保険料収入	46,060
繰入金	383,287
国庫補助金収入	33,785
財政調整事業交付金	19,916
雑収入	12,172
合 計 (A)	3,162,983
経常収入合計 (C)	2,679,703

■支出

科 目	決算額 (千円)
事務費	65,643
保険給付費	1,012,850
〔法定給付費〕	963,544
〔付加給付費〕	49,306
納付金	1,494,944
〔前期高齢者納付金〕	754,120
〔後期高齢者支援金〕	739,125
〔病床転換支援金〕	2
〔日雇者抛金〕	1,675
〔退職者給付抛金〕	22
保健事業費	95,776
財政調整事業抛金	45,808
連 合 会 費	812
積 立 金	3,284
還 付 金	142
合 計 (B)	2,719,259
経常支出合計 (D)	2,673,449

収入支出差引額 (A)-(B)	443,724千円
経常収入支出差引額 (C)-(D)	6,254千円

◆被扶養者資格調査（検認）を9月から行います

当健康保険組合では保険給付や抛出金の適正化を目的として、被扶養者資格調査（検認）を行います。被扶養者に該当しない人を扶養認定することは保険給付費や高齢者医療への抛出金の増大を招き、健保組合の財政に大きな影響を与えます。調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合は被扶養者を削除します。また、被扶養者だった方が就職や収入増などによって被扶養者の資格基準から外れた場合は、すみやかに被扶養者から除く手続きを行ってください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆当健保組合のWeb版「医療費のお知らせ」をご活用ください！

当健保組合のホームページから医療費や健保からの給付金、ジェネリック医薬品を使った際の差額がわかります。ぜひご利用ください。

■Web版「医療費のお知らせ」組合員専用Webサイト

<https://web.kenpo.gr.jp/mol-kenpo/>

▶スマートフォン用2次元コード



令和3年度決算のお知らせ

健康保険料率を千分の84に据え置いての運営
前年度比で、納付金は大幅増となったものの
黒字決算を維持

当健保組合の令和3年度決算が、7月20日に開催された組合会（会議室及びWEBによるハイブリッド開催）にて可決・承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

◆健保組合を取り巻く状況

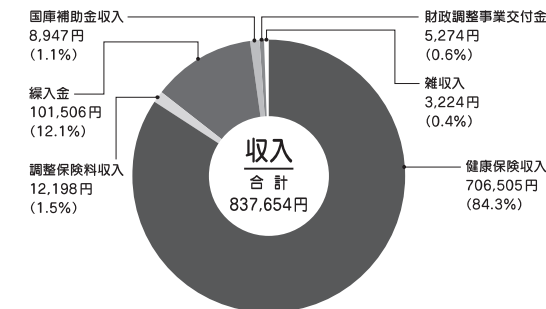
厚生労働省の調べでは、令和2年度の概算医療費は42・2兆円で、コロナ禍での受診控えの影響もあってか前年度に比べて3・2%減となっています。健康保険組合連合会の試算によると、医療・介護・年金を合わせた社会保険料率は令和4年度には約30%になる見込みであり、現役世代の負担は限界に達しています。

健康保険組合連合会の統計によると、65歳以上の高齢者医療にかかる医療費への納付金は令和4年度予算推計で約3兆4,500億円となっており、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に占める割合が増えるこれからはさらに増大する見込みです。増え続ける高齢者医療への納付金への早急な対応が健保組合にとっての重要な課題となっています。

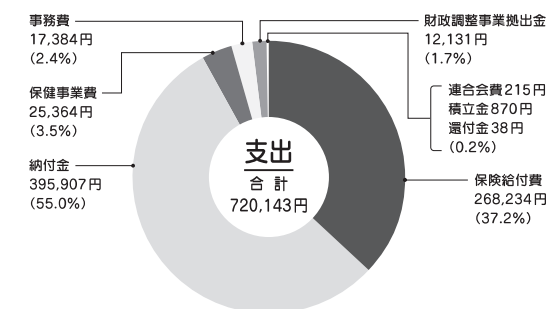
●健康保険（一般勘定）

収入の大部分を占める保険料は、前年度比2・733万円増の26億6,724万円となりました。支出は保険給付費が前年度比9・117万円増の10億1,285万円、高齢者医療への納付金が前年度比3億3,626万円増の14億9,494万円

◎被保険者1人当たりの収支の割合【健康保険（一般勘定）】



となりました。2年前の精算を含めて前期高齢者納付金が約2億円、後期高齢者支援金が約1億円の増加となり、納付金が保険料収入の56%を占める重い負担となりました。収入支出差引額は4億4,372万円、実質的な財政状況である経常収支は62億5千万円の黒字となりました。コロナ感染拡大による受診控えの影響による令和2年度高齢者医療費の減少という特殊要因により、令和4年度の高齢者医療への納付金は一時的に下がり



ますが、今後の増加は必至であり、保険給付費の動向と合わせて注視が必要です。

●介護保険（介護勘定）

介護保険料による収入は2億8,858万円、一方、国に納める介護納付金は3億2,348万円となりました。準備金より8,123万円の繰り入れを行い、収支差引額は4,631万円の黒字となりました。

2022年10月1日から

短時間労働者の 被用者保険適用が拡大されます

2022年10月から常時100人超事業所、
2024年10月から常時50人超事業所へと拡大

健康保険に加入している本人を「被保険者」といいます。健康保険が適用される事業所で働く場合は、パートタイマーなど労働条件が一定の基準を満たさない場合を除き、本人の意思にかかわらず、だれもが被保険者になります。

短時間労働者の条件

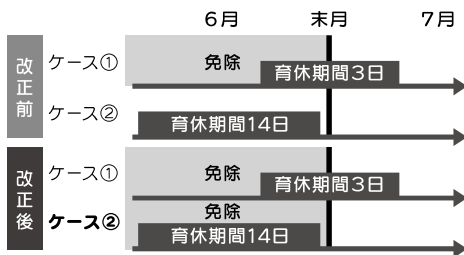
2022年10月から加入の対象となる短時間労働者は以下の4つの条件にすべて該当する方です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②2022年10月以降に2カ月を超える雇用の見込みがある
- ③月額賃金が8.8万円以上
- ④学生ではない

育児休業期間中の 保険料免除要件が見直しされます

育児休業期間中の保険料免除：育児休業等を取得している期間は、
保険料負担の全額（賞与保険料を含む）が免除されます

現在、月末時点で育児を取得している場合に当月の保険料が免除される仕組みとなっています（ケース①）。これが、短期間の育児取得に対応し、月末時点で復職していても、その月内に通算2週間以上の育児を取得した場合（ケース②）は、当月の保険料が免除されることとなりました（右図）。また、賞与保険料は、1カ月超の育児取得者に限り、免除対象とされることとなりました。



お薬の新しい受け取り方「リフィル処方せん」をご存じですか？

お薬の新しい受け取り方として、今年の4月から「リフィル処方せん」が導入されています。例えば、長い間同じ薬を飲んでいて症状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合などが対象です。医療機関で処方せんを毎回もらわず、同じ処方せんを薬局で最大3回まで繰り返し使用できる仕組みです。詳しくは、医師にお聞きください。

*投与量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにできません。

マイナンバーカードは 保険証として使えます



マイナンバーカードはもう取得しましたか？ マイナンバーカードは保険証の代わりに使え、またマイナンバーカードによって過去の薬剤情報や特定健診の情報を知ることができます。さらにマイナンバーカードに連携したオンラインサービスであるマイナポータルでは、さまざまな行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。ぜひ活用してください。

現在、全ての医療機関でマイナンバーカードの保険証利用に対応しているとは限りません。念のため健康保険証をご持参いただくか、事前に医療機関・薬局にご確認のうえ、受診してください。

マイナンバーカードを取得し、保険証利用の申込み等すると、最大で20000ポイントのマイナポイントがもらえます。詳しくは下記URLを検索してみてください。

●マイナポイント事業 <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナンバーカードの取得からマイナポータルでの保険証利用登録までの流れ

① まずはマイナンバーカードを申請

まずはマイナンバーカードを申請しましょう。マイナンバーカードはスマートフォン、パソコン、郵送または、町なかの証明用写真機で申請できます。

約1カ月後に市区町村から「交付通知書」が届いたら必要書類を持参してマイナンバーカードを受け取ります。詳しくは右記のホームページなどで確認できます。

現在、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象にオンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書が順次送付されています。交付申請書に掲載のQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、オンラインで簡単に申請できます。

●マイナンバーカードの交付申請URL
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

② マイナポータルで事前登録をする

マイナポータルは、子育てや介護などの行政手続きの検索やオンライン申請ができる自分専用のサイトです。パソコンまたはスマートフォンでマイナンバーカードを用

いてマイナポータルにログインし、保険証利用申込みより登録を行ってください。

マイナポータルで薬剤・医療費・健診情報の確認ができます

マイナポータルで確認できる医療や健康保険にかかわる情報としては以下のようなものがあります。「わたしの情報」で薬剤・医療費・健診情報が確認できるようになりました。

薬剤情報を確認する

医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報（注射・点滴等も含む）

医療費通知情報を確認する

医療機関等を受診した際に支払った医療費の情報

特定健診情報を確認する

40歳以上の方を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診結果の情報

健康保険証情報を確認する

保険者名、被保険者証記号・番号・校番等の健康保険証の情報

マイナポータルのURL: <https://myna.go.jp/>